

# 実施要領

## 「さくらねこ無料不妊手術事業」実施要領

第1条 この要領は、公益財団法人どうぶつ基金（以下、「基金」という）が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」（以下、「本事業」という）の要綱を実施するために事業の要領を規定する。

（事業の実施）

第2条 本事業は、概ね下記のように行う。

（表1 協力病院の指定）

段階	実施主体	概要	備考
1	基金	指定動物病院の募集・申請受付	基金ホームページ等で行う
2	動物病院	1の募集に応募	基金専用フォームを使用する
3	基金	応募の審査	
4	基金	適格と認められる動物病院を協力病院に指定	

（表2 事業の実施）

段階	実施主体	概要	備考
1	協働者 （一般・団体・行政）	対象となる地域の選定、対象となる猫の概数調査等	
2-1	協働者 （一般・団体）	活動組織の編成	
2-2	協働者 （行政）	地域内での協働者の取りまとめ、活動組織の編成	
3	協働者 （一般・団体・行政）	土地管理者との調整（実施許可）等	
4	協働者 （一般・団体・行政）	計画に基づき無料不妊手術チケットを基金に申請	登録ボランティア専用サイトを使用
5	基金	申請内容の審査	
6-1	基金	適格と認められる計画の決定	
6-2	基金	6-1の計画に関わる企画・アドバイス	以後の段階はこの計画に基づくものとする
7	基金	6-1の計画に基づき無料不妊手術チケットを配分	
8	協働者 （一般・団体・行政）	所有者不明猫・地域猫の捕獲	
9	協働者 （一般・団体・行政）	所有者不明猫・地域猫の協力病院への運搬	
10	協働者 （一般・団体・行政）	協力病院への無料不妊手術チケットの提出	
11-1	協力病院	対象となる猫の検診、去勢・避妊手術（墮胎手術含む）、さくら耳カット等の医療行為	
11-2	協力病院	11-1以外の医療行為が必要な場合の対応	別に定める
12	協働者 （一般・団体・行政）	所有者不明猫・地域猫の協力病院からの運搬・解放	
13	協力病院	基金へ使用済みチケットの処理報告	協力病院専用サイトを使用
14	基金	協力病院への手術費用支払	
15	協働者 （一般・団体・行政）	さくらねこの観測 基金からの実施後調査への協力等	

# 実施要領

## （事業の責任）

第3条 本事業に関わる実施、事故または係争等の責任は、第2条に定めるそれぞれの段階の実施主体が負うものとする。

## （出張手術）

第4条 第2条表2の9に定める所有者不明猫・地域猫の協力病院への運搬について、事業実施地域の遠方に協力病院が所在する場合など、特段の事情に応じて、基金は指定獣医師の派遣による出張手術を行う。

2 第1項の出張手術は、行政の協働者からの申し出によるものとする。

## （医療行為）

第5条 第2条表2の11-1に定める医療行為は、下記のとおりとする。

名称	概要
検診	手術の対象となる猫の検診
去勢手術	雄猫を対象とし、精巣の摘除を行って生殖を不能とするもの。
避妊手術	雌猫を対象とし、卵巣または卵巣及び子宮の摘除を行って生殖を不能とするもの。妊娠時の墮胎手術を含む。
さくら耳カット	上記の去勢・不妊手術済の目印として、麻酔の効いた状態で耳先を桜の花びらの形にカットする。切り込みの角度は約90度、幅は約10mmとする。 なお、捕獲した猫が既に去勢・避妊手術済みであった場合は、さくら耳カットのみ行う。

2 第1項に定める去勢・避妊手術に際して、検診およびさくら耳カットは必ず行うものとする。

3 第1項に定める避妊手術に際して、対象となる猫が妊娠中の場合は必ず墮胎を行うものとする。墮胎手術が行われた場合、協力病院は一般・団体の協働者に限り墮胎費用の負担を求められることができる。

4 第3項に定める墮胎費用について、行政の協働者に限り基金が負担し、別途定められた墮胎費用を協力病院に別途支払う。

## （別に定める医療行為）

第6条 第2条表2の11-2で別に定める医療行為とは、第5条に定める医療行為以外のものとし、血液検査やワクチン・ノミダニ駆除等を指すものとする。

2 第1項の定めには、第5条に定める医療行為に関わるもの以外の入院・宿泊等も含む。

3 第1項及び第2項に定める費用のうち、協力病院は一般・団体の協働者に限りワクチン・ノミダニ駆除・コンビニアの費用を必須として負担を求められることができる。その他、血液検査等の医療行為および入院・宿泊費等は必須として負担を求められることができない。ただし、協働者が任意で希望した医療行為については協働者に負担を求められることができる。

4 第3項に定めるワクチン・ノミダニ駆除の費用負担について、行政の協働者に限り基金が負担し、別途定められたワクチン・ノミダニ駆除の費用を協力病院に別途支払う。

# 実施要領

## (手術費用)

第7条 第2条表2の14に定める基金から協力病院に支払われる手術費用は、下記のとおりとする。

- 2 下記に定める費用のうち、一般枠・団体枠の墮胎費用については、基金が協力病院に支払う手術費用には含まない。

### 【一般枠・団体枠】

名称	一匹あたりの費用(税込)
去勢手術・さくら耳カット	3,000円
去勢手術(陰睾)・さくら耳カット	5,000円
避妊手術・さくら耳カット	5,000円
避妊手術・墮胎・さくら耳カット	5,000円
さくら耳カット	3,000円

### 【行政枠・多頭飼育救済枠】

名称	一匹あたりの費用(税込)
去勢手術・さくら耳カット	3,000円
去勢手術(陰睾)・さくら耳カット	5,000円
避妊手術・さくら耳カット	5,000円
避妊手術・墮胎・さくら耳カット	7,000円(墮胎費用含む)
さくら耳カット	3,000円

## (その他)

第8条 本実施要領に定めのない事項は、基金が判断する。

## (付則)

1. この要領は2013年2月1日から実施する。
2. この要領の一部を改訂し、2020年4月1日から実施する。(第6条第3項、第4条、第7条)
3. この要領の一部を改訂し、2022年4月1日から実施する。(第7条)
4. この要領の一部を改訂し、2022年10月1日から実施する。(第7条)
5. この要領の一部を改訂し、2024年3月1日から実施する。(第2条、第5条、第6条、第7条)